

「平成28～30年度 学校教育における指導の努力点」新旧対照表

（変更理由）主に沖縄県教育振興基本計画、新学習指導要領、学力向上推進プロジェクトとの整合性を持たせるため。また、文言の加除修正、出版年度の変更などによる。

【 目次 】

頁	平成30年度（変更後）	平成29年度（変更前）
目次	4 <u>健やかな</u> 心と体を育む教育の推進	4 <u>たくましい</u> 心と体を育む教育の推進
<変更理由> 沖縄県教育振興基本計画で修正し、整合性を図った。		

頁	平成30年度（変更後）	平成29年度（変更前）
目次	6 キャリア教育の充実 － 望ましい勤労観・職業観を <u>育みキャリア発達を促す</u> 取組の推進 －	6 キャリア教育の充実 － 望ましい勤労観・職業観を <u>育む発達段階に応じた</u> 取組の推進 －
<変更理由> ・「小学校・中学校学習指導要領関係資料」（平成29年3月告示）等にともない変更。		

頁	平成30年度（変更後）	平成29年度（変更前）
目次	16 国際理解教育・外国語教育の推進 － <u>国際社会に対応できるコミュニケーションを図る資質・能力</u> の育成－	16 国際理解教育・外国語教育の推進 － <u>自他の文化理解と外国語によるコミュニケーション能力</u> の育成－
<変更理由> 新学習指導要領に基づいた表現に変更。		

【「学校教育における指導の努力点」の体系】

頁	平成30年度（変更後）	平成29年度（変更前）
1	4 <u>健やかな</u> 心と体を育む教育の推進	4 <u>たくましい</u> 心と体を育む教育の推進
<変更理由> 沖縄県教育振興基本計画で修正し、整合性を図った。		

【 1 教育課程の効果的な推進】

頁	平成30年度（変更後）	平成29年度（変更前）
7	(1)－③ (具体的な編成方法については、幼稚園教育課程編成の <u>手引き</u> 参照)	(1)－③ (具体的な編成方法については、幼稚園教育課程編成 <u>要領</u> 参照)
<変更理由> H29.3の新幼稚園教育要領告示に基づき、教育課程編成のための要領の名称を「幼稚園教育課程編成の手引き」としたため。		

【Ⅱ 小学校・中学校・高等学校・特別支援学校における指導の努力事項】

頁	平成30年度（変更後）	平成29年度（変更前）
12	4 <u>健やかな</u> 心と体を育む教育の推進	4 <u>たくましい</u> 心と体を育む教育の推進
<p><変更理由> 沖縄県教育振興基本計画で修正し、整合性を図った。</p>		

頁	平成30年度（変更後）	平成29年度（変更前）
13	16 国際理解教育・外国語教育の推進 — <u>国際社会に対応できるコミュニケーションを図る資質・能力</u> の育成 —	16 国際理解教育・外国語教育の推進 — <u>自他の文化理解と外国語によるコミュニケーション能力</u> の育成 —
<p><変更理由> 新学習指導要領に基づいた表現に変更。</p>		

【1 教育課程の効果的な推進（小・中学校）】

頁	平成30年度（変更後）	平成29年度（変更前）
14	関連資料 ◎『 <u>小学校・中学校教育課程編成のポイント</u> 』沖縄県教育委員会 平成30年 ◎『 <u>学習指導要領解説（総則・各教科等編）</u> 』文部科学省 平成29年 ◎『評価規準の作成，評価方法等の工夫改善のための参考資料』国立教育政策研究所 平成23年 ◎『 <u>学校評価ガイドライン</u> 』文部科学省 平成22年 ◎『 <u>小学校・中学校教育課程編成要領</u> 』沖縄県教育委員会 平成21年 ◎『 <u>学習指導要領解説（総則・各教科等編）</u> 』文部科学省 平成20年	関連資料 ◎『 <u>県学力向上主要施策「夢・にぬふあ星プランⅢ」</u> 』沖縄県教育委員会 平成24年 ◎『 <u>評価規準の作成，評価方法等の工夫改善のための参考資料</u> 』国立教育政策研究所 平成23年 ◎『 <u>学校評価ガイドライン</u> 』文部科学省 平成22年 ◎『 <u>小学校・中学校教育課程編成要領</u> 』沖縄県教育委員会 平成21年 ◎『 <u>学習指導要領解説（総則・各教科等編）</u> 』文部科学省 平成20年
<p><変更理由> 関連資料の追加，削除</p>		

【1 教育課程の効果的な推進（特別支援学校）】

頁	平成30年度（変更後）	平成29年度（変更前）
16	(1)② ア <u>すべての</u> 幼児児童生徒について，各教科にわたる「個別の指導計画」を作成することを義務付ける。 (2)① イ 知的障害のある幼児児童生徒及び知的障害を併せ有する幼児児童生徒については，知的障害の各教科の中から発達の段階に即して適切な各教科の段階を選択するとともに， <u>小学校等の学習指導要領の各教科の目標及び内容を参考にしながら</u> 具体的な内容を設定する。 ■関連資料 ◎『 <u>特別支援学校学習指導要領（幼稚園，学部・中学部）</u> 』文部科学省 平成29年	(1)② ア 全ての幼児児童生徒について，各教科にわたる「個別の指導計画」を作成することを義務付ける。 (2)① イ 知的障害のある幼児児童生徒及び知的障害を併せ有する幼児児童生徒については，知的障害の各教科の中から発達の段階に即して適切な各教科の段階を選択し，具体的な内容を設定する。 ■関連資料

<p><変更理由></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 文言表記の統一 ・ 指導要領の改定に伴う変更 ・ 関連資料の追加 	
--	--

【2 学習指導の工夫・改善・充実（小・中学校）】

頁	平成30年度（変更後）	平成29年度（変更前）
17	(2)①「授業づくりの基本事項」を活用して、日頃の授業を見直し、授業改善を図る。	(2)①平成29年度版「授業づくりの基本事項」を活用して、日頃の授業を見直し、授業改善を図る。
<p><変更理由></p> <p>年度の更新に伴う修正（「平成29年度版」の文言を削除）</p>		

【2 学習指導の工夫・改善・充実（特別支援学校）】

頁	平成30年度（変更後）	平成29年度（変更前）
19	<p>■関連資料</p> <p>◎『特別支援学校学習指導要領（幼稚部、小学部・中学部）』 文部科学省 平成29年</p>	<p>■関連資料</p> <p>◎『特別支援学校学習指導要領解説 総則編（幼稚部・小学部・中学部）』 文部科学省 平成21年</p>
<p><変更理由></p> <p>・ 関連資料の変更</p>		

【3 道徳教育の充実（小・中学校）】

頁	平成30年度（変更後）	平成29年度（変更前）
20	(2) 道徳科の充実を図る	(2) 道徳の充実を図る
<p><変更理由></p> <p>「道徳」が、道徳教育か道徳科かどちらを示しているのか曖昧だったため。</p>		

頁	平成30年度（変更後）	平成29年度（変更前）
20	<p>② 年間指導計画、指導略案、教材等について、学年の協働体制による定期的な検討及び評価の場を設定する。</p> <p>③ 児童生徒自ら道徳性を養う中で、自らを振り返って成長を実感したりこれからの課題や目標を見つけたりすることができるよう、主体性を養うための指導を行う。</p> <p>④ 多様な感じ方や考え方に接する中で、考えを深め、判断し、表現する力を育むことができるよう、自分の考えを基に話し合ったり書いたりするなどの言語活動を充実すること。</p> <p>⑤ 道徳の特質を理解し、教師と児童生徒、児童生徒相互の信頼関係を基盤としながら、問題解決的な学習、体験的な活動など多様な指導方法を取り入れた授業を工夫する。</p> <p>⑥ 情報モラルや持続可能な発展を巡る現代的な課題など、答えが定まっていない課題を多面的・多角的視点から考え続ける姿勢を育てること。その際、</p>	<p>② 年間指導計画、指導略案、資料等について、学年の協働体制による定期的な検討及び評価の場を設定する。</p> <p>③ 道徳の内容項目を児童生徒自らの課題として捉えさせる。</p> <p>④ 児童生徒が体験活動等で得た思いや考えを道徳科で生かしたり、先人の伝記、伝統と文化、スポーツなどの教材を活用したりすることで、心に響く道徳教育の充実に努める。</p> <p>※「道徳教育用郷土資料（守礼）」や「道徳実践活動学習教材」等、郷土にかかわる適切な資料を活用し、人どのかかわりや郷土への愛着を高める指導の充実に努める。</p> <p>⑤ 豊かな体験活動の積み重ねを通して、児童生徒の道徳性が養われるよう、道徳教育に関わるどのような内容を指導するのか、指導の意図を明確にする。</p> <p>⑥ 教員の資質・力量を高めるため、授業力を向上させる研究会を実施する。</p>

	<p>特定の見方や考え方に偏った指導を行うことのないようにする。</p> <p>⑦ 学校重点目標等に関連づけた内容項目が教科書教材では不足する場合や補充する場合、「私たちの道徳」(文科省)や「道徳教育用郷土資料(守礼)」や「道徳実践活動学習教材」等の地域教材、これまで学校で作成し校長の承認を得て利用してきた自作教材等を活用する。</p> <p>⑧ 教員の資質・力量を高めるため、授業力を向上させる研究会を実施する。</p>	
<p><変更理由> 学習指導要領の改訂や道徳科の充実に係る内容に絞ったため、差し替えた。</p>		

【 3 道徳教育の充実（特別支援学校）】

頁	平成30年度（変更後）	平成29年度（変更前）
22	<p>(3) 知的障害者である児童生徒に対する指導の工夫 内容の指導に当たっては、知的障害の状態、<u>生活年齢、学習状況及び経験</u>等に応じて、・・・</p> <p>(5) 児童生徒の実態に応じた指導計画を作成する ② <u>学校の教育活動全体を通じ、生活に結び付いた内容を具体的な活動を通して指導することが必要である。</u></p> <p>■関連資料 ◎『特別支援学校学習指導要領（幼稚部、小学部・中学部）』 文部科学省 平成29年</p>	<p>(3) 知的障害者である児童生徒に対する指導の工夫 内容の指導に当たっては、知的障害の状態や経験等に応じて、・・・</p> <p>(5) 児童生徒の実態に応じた指導計画を作成する ② <u>知的障害特別支援学校においては、道徳の時間を設定しない場合でも、「各教科等を合わせて指導を行うこと」等で道徳教育の目標を達成するように努める。</u></p> <p>■関連資料 ◎『特別支援学校学習指導要領解説 総則編（幼稚部・小学部・中学部）』 文部科学省 平成21年</p>
<p><変更理由> ・指導要領の改定に伴う変更 ・関連資料の変更</p>		

【 4 たくましい心と体を育む教育の推進（小・中学校）】

頁	平成30年度（変更後）	平成29年度（変更前）
23	<p>4 <u>健やかな</u>心と体を育む教育の推進</p>	<p>4 <u>たくましい</u>心と体を育む教育の推進</p>
<p><変更理由> 沖縄県教育振興基本計画で修正し、整合性を図った。</p>		

頁	平成30年度（変更後）	平成29年度（変更前）
23	<p>④ 児童生徒の保健教育・保健管理の充実のために、養護教諭においては、<u>校内の連携はもとより、関係機関等とも連携</u>を図るコーディネーター的役割に努める。</p>	<p>④ 児童生徒の保健教育・保健管理の充実のために、養護教諭においては、保健指導の実施及び医療機関等と連携を図るコーディネーター的役割に努める。</p>
<p><変更理由> 学校保健安全法により保健指導は全職員で行うこととなっているため、養護教諭の役割に特化した。</p>		

【4 たくましい心と体を育む教育の推進（高等学校）】

頁	平成30年度（変更後）	平成29年度（変更前）
24	4 <u>健やかな</u> 心と体を育む教育の推進	4 <u>たくましい</u> 心と体を育む教育の推進
<p><変更理由> 沖縄県教育振興基本計画で修正し、整合性を図った。</p>		

頁	平成30年度（変更後）	平成29年度（変更前）
24	④ 生徒の保健教育・保健管理の充実のために、養護教諭においては、 <u>校内の連携はもとより、関係機関等とも</u> 連携を図るコーディネーター的役割に努める。	④ 生徒の保健教育・保健管理の充実のために、養護教諭においては、 <u>保健指導の実施及び医療機関等と</u> 連携を図るコーディネーター的役割に努める。
<p><変更理由> 学校保健安全法により保健指導は全職員で行うこととなっているため、養護教諭の役割に特化した。</p>		

【4 たくましい心と体を育む教育の推進（特別支援学校）】

頁	平成30年度（変更後）	平成29年度（変更前）
25	4 <u>健やかな</u> 心と体を育む教育の推進	4 <u>たくましい</u> 心と体を育む教育の推進
<p><変更理由> 沖縄県教育振興基本計画で修正し、整合性を図った。</p>		

【5 生徒指導の充実（小・中学校）】

頁	平成30年度（変更後）	平成29年度（変更前）
26	【リード文】 さらに将来において社会的に自己実現ができるような資質・態度を形成していく <u>過程を支援していく働きかけ</u> であり、	【リード文】 さらに将来において社会的に自己実現ができるような資質・態度を形成していく <u>ための指導・援助</u> であり、
<p><変更理由> 生徒指導の定義について、国立教育政策研究所から示されている文言に変更</p>		

頁	平成30年度（変更後）	平成29年度（変更前）
26	(2)① 校長をリーダーとし、 <u>「チームとしての学校」の視点から</u> 生徒指導部会等、校内組織を基盤とした教職員の連携の充実に努める。 ア 教職員の生徒指導観が、…。 イ 日常的に報告・連絡・相談の情報連携・行動連携・ <u>役割連携</u> に努める。	(2)① 校長をリーダーとし、生徒指導部会等、校内組織を基盤とした教職員の連携の充実に努める。 ア 職員の生徒指導観が、…。 イ 日常的に報告・連絡・相談の情報連携・行動連携に努める。
<p><変更理由> 中教審答申等で求められている新たな学校体制の視点から文言を挿入</p>		

頁	平成30年度（変更後）	平成29年度（変更前）
26	(2)② <u>主体的・対話的な学びの基礎となる支持的風土のある学級経営の充実に努める。</u> (挿入)	(2)③ <u>特別活動と連動し、児童生徒が主体的に判断、行動し、自己指導能力を高めていくことができる生徒指導の実践に努める。</u> (削除)

<変更理由>
 県「学力向上推進プロジェクト 方策5」の並びと文言に統一

頁	平成30年度（変更後）	平成29年度（変更前）
26	(2)③ 生徒指導の三つのポイントを生かした授業の充実に努める。 ア 自己存在感を与える。 イ 共感的な人間関係を育てる。 ウ 自己決定の場や機会を与える。	(2)② 生徒指導の三つの機能を生かした授業の充実に努める。 ア 児童生徒に自己存在感を与える。 イ 共感的人間関係を育成する。 ウ 自己決定の場を与え、自己の可能性の開発を援助する。

<変更理由>
 県「学力向上推進プロジェクト 方策5」の並びと文言に統一

頁	平成30年度（変更後）	平成29年度（変更前）
26	(2)④ 学びに向かう集団づくりを進めるために、学級活動や児童会・生徒会活動等の充実に努める。（挿入）	(2)④ 児童会、生徒会活動や学校行事等を通して、児童生徒同士が自律を促す規範意識の醸成に努める。（削除）

<変更理由>
 県「学力向上推進プロジェクト 方策5」の並びと文言に統一

頁	平成30年度（変更後）	平成29年度（変更前）
26	(2)⑤ 定期的、かつ状況に応じたアンケート調査等、教育相談の実施等、いじめの未然防止や早期発見、早期解決に向けた取組の充実に努める。	(2)⑤ 定期的なアンケート調査や教育相談の実施等、いじめの未然防止や早期発見、早期解決に向けた取組の充実に努める。

<変更理由>
 文部科学省「いじめの防止等のための基本的な方針」改訂に沿った修正

頁	平成30年度（変更後）	平成29年度（変更前）
26	関連資料 ◎『沖縄県いじめ対応マニュアル ～改訂版～』 沖縄県教育委員会 平成29年 ◎『不登校児童生徒への支援の在り方について（通知）』 文部科学省 平成28年 ◎『生徒指導リーフシリーズ』、『生徒指導リーフ増刊号』 国立教育政策研究所 平成24年～ ◎『生徒指導支援資料1～6』（いじめ関係資料） 国立教育政策研究所 平成21年～ ◎『生徒指導提要』 文部科学省 平成22年 ◎『児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査』 文部科学省 毎年度実施	関連資料 ◎『生徒指導リーフシリーズ』 Leaf.1～18 国立教育政策研究所 平成27年 ◎『生徒指導支援資料4「いじめと向き合う」』 生徒指導・進路指導研究センター 平成25年 ◎『沖縄県いじめ対応マニュアル』 県教育委員会 平成23年 ◎『生徒指導提要』 文部科学省 平成22年

<変更理由>
 文部科学省や県の最新資料の追加

【5 生徒指導の充実（特別支援学校）】

頁	平成30年度（変更後）	平成29年度（変更前）
28	<p>■関連資料</p> <p>◎『特別支援学校学習指導要領（幼稚部，小・中学部）』 文部科学省 平成29年</p>	<p>■関連資料</p> <p>◎『特別支援学校学習指導要領（幼稚部，小・中学部，高等部）』 文部科学省 平成21年</p>
<p><変更理由></p> <p>・関連資料の変更</p>		

【6 キャリア教育の充実（小・中学校）】

頁	平成30年度（変更後）	平成29年度（変更前）
29	職業観を <u>育みキャリア発達を促す</u> 取組	職業観を <u>育む発達段階に応じた</u> 取組
<p><変更理由></p> <p>「小学校・中学校学習指導要領関係資料」（平成29年3月告示）等にともない変更。</p>		

頁	平成30年度（変更後）	平成29年度（変更前）
29	<p>【リード文】</p> <p>児童生徒の<u>キャリア発達を促す取組</u>を推進</p>	<p>【リード文】</p> <p>児童生徒の<u>発達段階に応じたキャリア教育</u>を推進</p>
<p><変更理由></p> <p>「小学校・中学校学習指導要領関係資料」（平成29年3月告示）等にともない変更。</p>		

頁	平成30年度（変更後）	平成29年度（変更前）
29	<p>(1) <u>教育活動全体を通じたキャリア教育の取組の充実</u></p> <p>①各学校は、<u>特別活動の学習活動を中核としながら、総合的な学習の時間や学校行事、特別の教科である道徳や各教科における学習等、個別指導としての進路相談等の機会を生かしつつ、学校の教育活動全体を通じてキャリア教育を推進する。</u></p>	<p>(1) <u>キャリア教育の理解，校内体制等の確立を図る</u></p> <p>①キャリア教育に係る「校内委員会」を設置するとともに、キャリア教育担当者を校務分掌に位置付け、校内の推進体制の確立を図る。また、「キャリア教育全体構想図」及び児童生徒の発達の段階に応じた「キャリア教育プログラム」を作成し実践する。</p>
<p><変更理由></p> <p>「小学校・中学校学習指導要領関係資料」（平成29年3月告示）等にともない変更。</p>		

頁	平成30年度（変更後）	平成29年度（変更前）
29	<p>②各学校は、<u>キャリア教育担当者を校務運営組織に位置付け、「校内委員会」を設定するとともに、校内研修等を推進し、共通理解のもと取組の充実を図る。</u></p>	<p>②キャリア教育の共通理解，取組の<u>充実を図る校内研修等を推進する。</u></p>
<p><変更理由></p> <p>② 変更前の①と②を合わせ，文言を修正。</p>		

頁	平成30年度（変更後）	平成29年度（変更前）
29	③ <u>各学校は</u> （全文そのまま） <u>実践する。</u>	③（全文そのまま）
<変更理由> ③「各学校は」「実践する」を挿入。		

頁	平成30年度（変更後）	平成29年度（変更前）
29	④ <u>各学校は，児童生徒一人一人が，自らの学習状況やキャリア形成を見通したり，振り返ったりできるようなポートフォリオ的機能を持つ教材・ワークシート等を工夫し活用する。</u>	④ <u>授業のねらいの達成に向けた指導効果を高めるため，キャリア教育の視点に基づく地域教育資源を活用した授業づくりを推進する。</u>
<変更理由> ④「小学校・中学校学習指導要領関係資料」（平成29年3月告示）等にもない変更。		

頁	平成30年度（変更後）	平成29年度（変更前）
29	(2) <u>キャリア教育の視点を生かした</u> 進路指導の取組の充実	(2) 進路指導の取組の充実を <u>図る</u>
<変更理由> (2)「キャリア教育の視点」を挿入。		

頁	平成30年度（変更後）	平成29年度（変更前）
29	② <u>中学校においては，進路指導主事を中心とした「進路指導部」等を校務運営組織に位置付け，組織的な進路指導体制を確立し，進路指導の取組の充実を図る。また，相談活動の拠点となる進路相談室等を整備し，ガイダンスの機能を生かした進路指導の工夫を行う。</u>	② <u>各学校は，卒業生や保護者，地域人材を活用して，中・高の学校生活や学校と将来の職業とのつながりについての進路学習会等を推進する。</u>
<変更理由> ②「キャリア発達を促す」ために，進路指導主事の役割を示し、変更前の④「進路相談室」「ガイダンスの機能を生かした進路指導の工夫」等を挿入。		

頁	平成30年度（変更後）	平成29年度（変更前）
29	③ <u>中学校卒業時の進路未決定者の割合が全国に比べて高い状況を踏まえ，その改善に向け，各学年は，学校・家庭・関係機関等と連携した取組の充実を図る。また，地域人材等を活用した進路学習会の実施や各家庭へ進路情報・進路資料を提供するなど，積極的・協力的な進路指導を推進する。</u>	③ <u>各家庭へ進路情報や進路資料を提供し，子どもの将来についての話題づくりができるよう働きかけていく。</u>
<変更理由> ③ 変更前の②，③，④を合わせ，文言を修正（変更後は④はなし）。		

頁	平成30年度（変更後）	平成29年度（変更前）
29	④ <u>削除</u>	④ <u>（中1から進路指導に取組む）</u>

<変更理由>

- ・ 「キャリア発達を促す」ために，進路指導主事の役割を示し，変更前の④「進路相談室」「ガイダンスの機能を生かした進路指導の工夫」等挿入。
- ・ 変更前の②と③を合わせ，文言を修正（変更後、④削除）。

頁	平成30年度（変更後）	平成29年度（変更前）
29	<p>(3) <u>望ましい勤労観・職業観を育む</u>職場体験活動</p> <p>② <u>自己の成長を実感させるとともに</u></p> <p>③ <u>右記の文言削除</u></p> <p>④ <u>地域，家庭，近隣校と連携し，関係機関及びキャリア教育コーディネーター等を活用して，</u></p>	<p>(3) 職場体験活動</p> <p>② 身近な大人への理解及び</p> <p>③ コミュニケーションと人間関係の大切さの理解，</p> <p>④ 関係機関及びキャリア教育コーディネーターの支援等により受入事業所等の確保に努め，近隣校や地域，家庭とも連携し，</p>

<変更理由>

「小学校・中学校学習指導要領関係資料」（平成29年3月告示）等にともない変更。

頁	平成30年度（変更後）	平成29年度（変更前）
29	<p>関連資料</p> <p>◎『「<u>キャリア教育</u>」資料集－文部科学省・国立教育政策研究所－研究・報告書・手引編』国立教育政策研究所生徒指導・研究センター 平成29年</p>	<p>関連資料</p> <p>○『<u>沖縄県キャリア教育推進事例研究</u>』沖縄県立総合教育センター 平成20年</p>

<変更理由>

・「小学校・中学校学習指導要領関係資料」（平成29年3月告示）等にともない変更。

【6 キャリア教育の充実（特別支援学校）】

頁	平成30年度（変更後）	平成29年度（変更前）
31	<p>(2)</p> <p>② 個別の教育支援計画を活用するなど，各学部間の連携を図るとともに，進路指導に関する事項を校内研修に位置付けるなど，教員の共通理解のもと一貫した指導体制づくりに努める。</p> <p>(3) <u>個別の教育支援計画・移行支援計画の作成・活用に努める</u> 高等部においては，教員の共通理解のもとに<u>個別の移行支援計画</u>の作成・活用に努め，生徒一人一人に応じた適切な移行支援の取組を行う。</p> <p>■関連資料■ ◎『特別支援学校学習指導要領（幼稚園，小・中学部）』文部科学省 平成29年</p>	<p>(2)</p> <p>② 個別の教育支援計画を活用するなど，各学部間の連携を図るとともに，進路指導に関する事項を校内研修に位置付けるなど，教員の共通理解のもと一貫した指導体制づくりに努める。</p> <p>(3) <u>個別教育支援計画・移行支援計画の作成・活用に努める</u> 高等部においては，教員の共通理解のもとに<u>個別移行支援計画</u>の作成・活用に努め，生徒一人一人に応じた適切な移行支援の取組を行う。</p> <p>■関連資料■ ◎『特別支援学校学習指導要領（幼稚園，小・中学部，<u>高等部</u>）』文部科学省 平成21年</p>

<変更理由>

- ・ 誤字、脱字の修正
- ・ 関連資料の変更

【9 特別支援教育の充実（小・中学校）】

頁	平成30年度（変更後）	平成29年度（変更前）
34	<p>（前文2段落目） このため、学校においては、特別支援教育に関する校内委員会の設置、特別支援教育コーディネーターの位置付け等の支援体制を整備し、<u>教育上特別な支援を必要とする児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じた合理的配慮を基に</u>、全教職員が一体となった組織的な取組を推進する必要がある。</p> <p>■関連資料■ ◎『<u>教育支援資料</u>』 文部科学省 平成25年</p>	<p>（前文2段落目） このため、学校においては、特別支援教育に関する校内委員会の設置、特別支援教育コーディネーターの位置付け等の支援体制を整備し、全教職員が一体となった組織的な取組を推進する必要がある。</p> <p>■関連資料■ ◎『<u>障害児就学指導必携</u>』 沖縄県教育委員会 平成17年</p>
<p><変更理由> ・教育振興基本計画との整合性を図る ・関連資料の変更</p>		

【9 特別支援教育の充実（高等学校）】

頁	平成30年度（変更後）	平成29年度（変更前）
35	<p>(1) 特別支援教育における学校全体の協働体制づくりを推進する ③ <u>校内委員会において、生徒の実態把握を行い、学校全体ですべての学級に在籍する特別な教育的支援の必要な生徒の支援体制の充実に努める。</u></p> <p>④ 校内研修等を通して・・・ ⑤ <u>合理的配慮の提供について、合意形成に向けた本人・保護者との建設的対話を丁寧に行い、組織的に対応するための校内体制を整備する。</u></p> <p>(2) 生徒一人一人の教育的ニーズに対応した特別支援教育の充実に努める ③ 中学校、特別支援学校、<u>大学</u>、福祉・労働等の関係機関と連携し、一貫した指導の充実に努める。 <u>ア</u> 中学校で作成された、個別の教育支援計画や個別の指導計画を引き継ぐとともに、必要に応じて特別支援教育コーディネーター間の情報交換を行うよう努める。 <u>イ</u> <u>個別の教育支援計画等を活用するなどして、個々の生徒が必要とする支援に関する情報を大学又は企業等の進路先へ引き継ぐことに努める。</u></p> <p>■関連資料■ ◎『<u>発達障害を含む障害のある幼児児童生徒に対する教育支援体制整備ガイドライン</u>』 文部科学省 平成29年</p>	<p>(1) 特別支援教育における学校全体の協働体制づくりを推進する ③ 校務運営組織に特別支援教育に関する校内委員会を設置する。 ④ <u>特別支援教育コーディネーターを中心に、校内委員会等の機能化を図り、すべての学級に在籍する特別な教育的支援の必要な生徒の支援体制の充実に努める。</u> ⑤ 校内研修等を通して特別な教育的支援を必要とする生徒への具体的な指導方法、指導上の留意点等について理解を深め、専門性の向上に努める。 ⑥ <u>特別な教育的支援を必要とする生徒の実態把握を行う。</u></p> <p>(2) 生徒一人一人の教育的ニーズに対応した特別支援教育の充実に努める ③ 中学校、特別支援学校、福祉・労働等の関係機関と連携し、一貫した指導の充実に努める。 (中学校で作成された、個別の教育支援計画や個別の指導計画の引継を<u>確実に</u>行ってもらうとともに、必要に応じて特別支援教育コーディネーター間の情報交換を行うよう努める)</p> <p>■関連資料■ ◎『<u>小・中学校におけるLD、ADHD、高機能自閉症の児童生徒への教育支援体制の整備のためのガイドライン（試案）</u>』 文部科学省 平成16年</p>

<変更理由>

- ・教育振興基本計画との整合性を図る
- ・教育支援体制整備ガイドラインにおける内容の追加
- ・関連資料の最新版への変更

【10 自立活動の充実（特別支援学校）】

頁	平成30年度（変更後）	平成29年度（変更前）
36	<p>（前文2段落目） なお、学習指導要領において、自立活動は27項目</p> <p>■関連資料■ ◎『特別支援学校学習指導要領（幼稚部、小・中学部）』文部科学省 平成29年</p>	<p>（前文2段落目） なお、学習指導要領において、自立活動は26項目</p>

<変更理由>

- ・指導要領の改正に伴う変更
- ・関連資料の追加

【12 交流及び共同学習の推進（特別支援学校）】

頁	平成30年度（変更後）	平成29年度（変更前）
38	<p>（前文） 交流及び共同学習は、障害の有無にかかわらず、誰もが相互に人格と個性を尊重し合える共生社会の実現をめざしており、幼児児童生徒の社会性や豊かな人間性を育てる上で、重要な役割を果たしている。</p> <p>(1) 交流及び共同学習の目的 ① 障害のある子どもと障害のない子どもと一緒に参加する活動は、相互の触れ合いを通じ豊かな人間性をはぐくむこと（交流の側面） ② 教科等のねらいを踏まえ、その目的を達成すること（共同学習の側面）</p> <p>(2) 教育課程とのかかわり ② 計画的、継続的に教育課程上に位置づけ、指導の目標などを明確にする。</p>	<p>（前文） 交流及び共同学習は、障害の有無にかかわらず、誰もが相互に人格と個性を尊重し合える共生社会の実現をめざしており、幼児児童生徒の社会性や豊かな人間性を育てる上で、重要な役割を果たしている。</p> <p>(1) 交流及び共同学習の目的 ① 障害のある子どもと障害のない子どもと一緒に参加する活動は、相互の触れ合いを通じ豊かな人間性をはぐくむこと（交流の側面） ② 教科等のねらいを踏まえ、その目的を達成すること（共同学習の側面）</p> <p>(2) 教育課程とのかかわり ② 計画的、継続的に教育課程上に位置づけ、指導の目標などを明確にする。</p>

<変更理由>

- ・句読点の統一

【13 食育の推進（小・中学校）】

頁	平成30年度（変更後）	平成29年度（変更前）
39	<p>④ 学校給食等を活用した栄養指導等、個別の相談指導について、学校教育活動全体で推進するとともに、<u>毎日朝食を食べる児童生徒の実態を把握し、食育の推進に努める。</u></p>	<p>④ 学校給食等を活用した栄養指導等、個別の相談指導について、学校教育活動全体で推進するとともに、<u>学校における食育推進の評価指標（朝食欠食率、給食残食率、地場産物活用率、児童生徒の肥満率等）を設定し、その改善を図る。</u></p>

<変更理由>

沖縄県教育振興基本計画で修正し、整合性を図った。

【15 平和教育の充実（特別支援学校）】

頁	平成30年度（変更後）	平成29年度（変更前）
47	<p>(前文) 人権教育及び平和教育は、<u>国際社会の平和と共生の精神を養い、実生活の中に生かすことができるようにすることが大切であり、学校教育においては、命の大切さや思いやりの心、善悪の判断や公共などの規範意識、自立心、美しいものに感動する豊かな感性を育む必要がある。</u> <u>このため、学校においては、本県の歴史や地域の特性を考慮し、幼児児童生徒の発達段階に応じた平和教育を教育課程に位置づけ、教育活動全体を通して、組織的・計画的に推進する必要がある。</u></p> <p>(2) <u>人権教育の指導の工夫・改善を図る</u> ① 幼児児童生徒や教職員の人権意識を高めるため、「人権を考える日」(月1回)の取組を充実させる。 ② 自他の人権を尊重する態度を培うため、家庭や地域、関係機関と連携し、幼児児童生徒が自主的・主体的に学習する多様な体験学習や交流及び共同学習の推進に努める。 ③ <u>学校は、人権教育に関する関係法令等について、教職員及び保護者、地域社会への理解啓発に積極的に努める。</u></p> <p>(3) <u>平和教育の指導の工夫・改善を図る</u> ① 具体的な素材を取扱う場合、世界の平和を希求するという視点に立って慎重に取扱うとともに、客観的な資料をもとに指導を行う。また、幼児児童生徒に特定の見方や考え方を押しつけないよう指導の工夫・改善に努める。 ② <u>平和教育を充実させるため、平和学習ポータルサイトの活用や地域の人材を活用する等、幼児児童生徒の実態に合わせて指導内容や指導方法の工夫を図る。</u></p>	<p>(前文) 人権教育及び平和教育は、<u>生命の尊厳や個人の尊厳の考え方を、実生活の中に生かすことができるようにすることが大切であり、学校教育においては、生命を尊重し、他人の立場を理解し、思いやりの心をはぐくむことが重要である。</u> <u>また、人権教育及び平和教育の充実を図るためには、関連する法令を理解し、『平和教育指導の手引き』及び『人権ガイドブック（改訂版）』等の基本的な考え方や指導指針を踏まえ、幼児児童生徒の発達段階や各教科等の特質に応じるとともに、本県の歴史や地域の特性を考慮し、学校の教育計画に位置付け、教育活動全体を通して、組織的・継続的に推進する必要がある。</u></p> <p>(2) <u>指導の工夫・改善を図る</u> ① 幼児児童生徒や教職員の人権意識を高めるため、「人権を考える日」(月1回)の取組を充実させる。 ② 自他の人権を尊重する態度を培うため、家庭や地域、関係機関と連携し、幼児児童生徒が自主的・主体的に学習する多様な体験学習の充実に努める。 なお、野外観察、実地調査等の体験的な学習は、平和教育とも関連付けながら、「平和教育関連施設マップ」等も活用し、幼児児童生徒の安全や負担に十分配慮して行う。 ③ 具体的な素材を取扱う場合、世界の平和を希求するという視点に立って慎重に取扱うとともに、客観的な資料をもとに指導を行い、幼児児童生徒に特定の見方や考え方を押しつけないよう指導の工夫・改善に努める。 <u>また、幼児児童生徒の実態に合わせて指導内容を策定し、発達段階に合わせた指導が行えるよう学校全体で共通理解を図る。</u></p>
	<p><変更理由> ・内容毎に項目を分けて整理した</p>	

【16 国際理解教育・外国語教育の推進（小・中学校）】

頁	平成30年度（変更後）	平成29年度（変更前）
48	<p>－ <u>国際社会に対応できるコミュニケーションを図る資質・能力の育成</u> －</p>	<p>－ <u>自他の文化理解と外国語によるコミュニケーション能力の育成</u> －</p>
	<p><変更理由> 新学習指導要領に基づいた表現に変更</p>	

頁	平成30年度（変更後）	平成29年度（変更前）
48	<p><u>グローバル化が急速に進展する中で</u></p> <p>コミュニケーションを<u>図る資質・能力を育成していく。</u></p> <p>(2)小学校における外国語活動と<u>外国語</u>の充実を図る</p> <p>①外国語活動や<u>外国語</u>の授業は、</p> <p>②<u>教科としての外国語を充実させコミュニケーションを<u>図る基礎となる資質・能力を育成する。</u></u></p> <p>(3)</p> <p>①小学校外国語活動と<u>外国語</u>の内容</p> <p>②4技能による<u>実際のコミュニケーションにおいて活用できる技能を身に付ける。</u></p>	<p>国際化の進展に伴い</p> <p>国の「グローバル化に対応した英語教育改革」による小学校高学年の教科化などを踏まえ、県においても、逐次英語教育改革を推進していく。</p> <p>県教育委員会は、「英語立県沖縄」の宣言を踏まえ、小中高連携した英語教育の指針を示している。</p> <p>コミュニケーション能力の育成を一層充実させることが重要である。</p> <p>(2)小学校における外国語活動の充実を図る</p> <p>①外国語活動の授業は、</p> <p>②教科化へ向け英語教育を推進すると共に、<u>低中学年の一層の外国語活動の充実を図る。</u></p> <p>(3)</p> <p>①小学校外国語活動の内容</p> <p>②4技能の総合的な育成を図り、英語によるコミュニケーション能力の基礎を養う。</p>
<p><変更理由> 新学習指導要領に基づいた表現に変更</p>		

頁	平成30年度（変更後）	平成29年度（変更前）
48	<p>関連資料</p> <p>◎『<u>小学校学習指導要領解説 外国語活動編</u>』文部科学省 平成29年</p> <p>◎『<u>小学校学習指導要領解説 外国語編</u>』文部科学省 平成29年</p> <p>◎『<u>中学校学習指導要領解説 外国語編</u>』文部科学省 平成29年</p> <p>◎『評価規準の作成、評価方法等の工夫改善のための参考資料』－小学校－ －中学校－ 国立教育政策研究所 平成23年</p> <p>◎『評価規準の作成のための参考資料』－中学校－ 国立教育政策研究所 平成23年</p> <p>◎『小学校学習指導要領解説 外国語活動編』文部科学省 平成20年</p> <p>◎『中学校学習指導要領解説 外国語編』文部科学省 平成20年</p>	<p>関連資料</p> <p>◎『評価規準の作成、評価方法等の工夫改善のための参考資料』－小学校－ －中学校－ 国立教育政策研究所 平成23年</p> <p>◎『評価規準の作成のための参考資料』－中学校－ 国立教育政策研究所 平成23年</p> <p>◎『小学校学習指導要領解説 外国語活動編』文部科学省 平成20年</p> <p>◎『中学校学習指導要領解説 外国語編』文部科学省 平成20年</p>
<p><変更理由> 関連資料の追加</p>		

【16 国際理解教育・外国語教育の推進（特別支援学校）】

頁	平成30年度（変更後）	平成29年度（変更前）
50	<p>(1) 国際理解教育の推進を図る</p> <p>① 国際理解教育の推進に当たっては、各学校の児童生徒の実態により各教科や小学部における外国語活動の授業、道徳科、特別活動及び総合的な学習の時間のそれぞれの年間指導計画に位置付ける。</p> <p>■関連資料■</p> <p>◎『特別支援学校学習指導要領（幼稚部、小・中学部）』文部科学省 平成29年</p> <p>◎『小学校学習指導要領解説 外国語活動編』文部科学省 平成29年</p> <p>◎『小学校学習指導要領解説 外国語編』文部科学省 平成29年</p> <p>◎『中学校学習指導要領解説 外国語編』文部科学省 平成29年</p>	<p>(1) 国際理解教育の推進を図る</p> <p>① 国際理解教育の推進に当たっては、各学校の児童生徒の実態により各教科や小学部における外国語活動の授業、道徳、特別活動及び総合的な学習の時間とそれぞれの年間指導計画に位置付ける。</p> <p>■関連資料■</p> <p>○『特別支援学校学習指導要領解説 総則等編』文部科学省 平成21年</p> <p>○『小学校学習指導要領解説 外国語活動編』文部科学省 平成20年</p> <p>○『中学校学習指導要領解説 外国語編』文部科学省 平成20年</p>
<p><変更理由></p> <p>・関連資料の変更</p>		

【17 情報教育の充実（小中学校）】

頁	平成30年度（変更後）	平成29年度（変更前）
51	<p>関連資料</p> <p>（平成29年～平成33年）</p>	<p>関連資料</p> <p>（平成24年～平成28年）</p>
<p><変更理由></p> <p>本年度に推進計画を策定したため</p>		

【17 情報教育の充実（特別支援学校）】

頁	平成30年度（変更後）	平成29年度（変更前）
53	<p>関連資料</p> <p>『沖縄県教育情報化推進計画』 沖縄県教育委員会 平成29年</p> <p>『沖縄県情報教育化基本計画』(改訂版) 沖縄県教育委員会 平成29年</p>	<p>関連資料</p> <p>『沖縄県教育情報化推進計画』 沖縄県教育委員会 平成24年</p> <p>『沖縄県教育情報化基本計画』 沖縄県教育委員会 平成23年</p>
<p><変更理由></p> <p>本年度に推進計画を策定したため</p>		

【18 環境教育の充実（小・中学校）】

頁	平成30年度（変更後）	平成29年度（変更前）
54	<p>関連資料</p> <p>◎『環境教育指導資料（中学校編）』 国立教育政策研究所 平成28年</p> <p>◎『沖縄県環境教育推進行動計画』沖縄県環境部 平成26年</p> <p>◎『小学生のためのおきなわ環境読本』 沖縄県環境生活部 平成23年</p> <p>◎『環境教育指導資料（小学校編）』国立教育政策研究所 平成19年</p> <p>◎『沖縄県環境教育プログラム（中学校編）』沖縄県環境生活部 平成17年</p>	<p>関連資料</p> <p>◎『小学生のためのおきなわ環境読本』 沖縄県環境生活部 平成23年</p> <p>◎『第3次沖縄県環境保全実施計画』沖縄県環境生活部 平成20年</p> <p>◎『環境教育指導資料（小学校編）』国立教育政策研究所 平成19年</p> <p>◎『沖縄県環境教育推進方針』沖縄県環境生活部 平成18年</p> <p>◎『沖縄県環境教育プログラム（中学校編）』沖縄県環境生活部 平成17年</p>

◎『沖縄県環境教育プログラム（小学校編）』沖縄県環境生活部 平成16年	◎『沖縄県環境教育プログラム（小学校編）』沖縄県環境生活部 平成16年
<p><変更理由> 関連資料の追加，削除</p>	

【生涯学習・社会教育】

頁	平成30年度（変更後）	平成29年度（変更前）
64	<p>【主要施策】 <u>5</u> 地域を大切にし、誇りに思う健全な青少年の育成 （青少年の健全育成）</p>	<p>【主要施策】 <u>4</u> 地域を大切にし、誇りに思う健全な青少年の育成 （青少年の健全育成）</p>
<p><変更理由> 項目追加による番号の繰り下げのため。</p>		

頁	平成30年度（変更後）	平成29年度（変更前）
64	<p>【主要施策】 <u>6</u> 家庭・地域の教育機能の充実 （社会教育の充実）</p>	<p>【主要施策】 <u>5</u> 家庭・地域の教育機能の充実 （社会教育の充実）</p>
<p><変更理由> 項目追加による番号の繰り下げのため。</p>		

頁	平成30年度（変更後）	平成29年度（変更前）
64	<p>【施策項目】 <u>ニーズに応えた</u>活動を支える社会教育 基盤の整備・充実</p>	<p>【施策項目】 <u>生き生きとした</u>活動を支える社会教育 基盤の整備・充実</p>
<p><変更理由> 「沖縄県教育振興基本計画」との整合のため。</p>		

頁	平成30年度（変更後）	平成29年度（変更前）
64	<p>【生涯学習振興課の事業等】（※2 枠目） 1 おきなわ県民カレッジ <u>2 沖縄県生涯学習情報提供システム及び遠隔講義配信システム</u></p>	<p>【生涯学習振興課の事業等】（※2 枠目） 1 おきなわ県民カレッジ 2 沖縄県生涯学習情報提供システム（生涯学習情報プラザ）及び遠隔講義配信システム</p>
<p><変更理由> 文言の削除</p>		

頁	平成30年度（変更後）	平成29年度（変更前）
64	<p>【生涯学習振興課の事業等】（※3 枠目） <u>1 持続可能な開発のための教育推進事業</u> <u>2 「おきなわ地域教育の日」の広報・啓発</u></p>	<p>【生涯学習振興課の事業等】（※3 枠目） 1 次代を担う青少年育成推進事業 2 御万人すりていグリーン・グリーン・グレイシャス（CGG）運動の支援 3 「おきなわ地域教育の日」の広報・啓発</p>
<p><変更理由> ①「次代を担う青少年育成推進事業」終了、平成30年度から新規事業「持続可能な開発のための教育推進事業」となるため。 ②別の施設項目への移動に伴う削除と番号の繰り上げのため。</p>		

頁	平成30年度（変更後）	平成29年度（変更前）
64	【生涯学習振興課の事業等】 1 放課後子ども教室推進事業 2 <u>地域学校協働活動推進事業</u> 3 地域連携担当教員等研修会 4 <u>御万人すりていグリーン・グリーン・グレイシャス（CGG）運動の支援</u>	【生涯学習振興課の事業等】（※4枠目） 1 放課後子ども教室推進事業 2 学校支援地域本部事業 3 地域連携担当教員等研修会
<変更理由> ①国の事業名称変更に合わせて、県事業名をH29年度から変更しているため。 ②別の施設項目からの移動に伴う追加と番号の繰り下げのため。		

頁	平成30年度（変更後）	平成29年度（変更前）
64	【生涯学習振興課の事業等】 1 県立図書館の <u>充実事業</u> 2 子どもの読書活動推進事業 3 離島読書活動支援事業 4 青少年教育施設職員等の研修	【生涯学習振興課の事業等】（※5枠目） 1 県立図書館の整備・充実 2 子どもの読書活動推進事業 3 離島読書活動支援事業 4 青少年教育施設職員等の研修
<変更理由> 文言の修正のため。		

頁	平成30年度（変更後）	平成29年度（変更前）
64	【生涯学習振興課の事業等】 1 家庭教育力促進「やーなれー」事業 2 <u>家庭教育支援者研修会</u> 3 <u>家庭教育支援事業</u> 4 <u>親子電話相談事業</u>	【生涯学習振興課の事業等】（※7枠目） 1 家庭教育力促進「やーなれー」事業 2 家庭教育支援事業 3 親子電話相談事業 4 家庭教育支援者研修会
<変更理由> 事業番号の変更のため。		

頁	平成30年度（変更後）	平成29年度（変更前）
64	【関連資料】 ◎『第三次沖縄県生涯学習推進計画（後期）』 沖縄県生涯学習推進本部 平成29年	【関連資料】（※8番目） ○『第三次沖縄県生涯学習推進計画』 沖縄県生涯学習推進本部 平成24年
<変更理由> ①改訂版への変更のため。 ②【関連資料】の順番の入れ替え（【関連資料】の1番目へ）		

頁	平成30年度（変更後）	平成29年度（変更前）
64	【関連資料】 ○平成29年度『生涯学習・社会教育推進の努力点』 沖縄県教育庁生涯学習振興課 平成29年	【関連資料】（※6番目） ○平成26年度『生涯学習・社会教育推進の努力点』 沖縄県教育庁生涯学習振興課 平成26年
<変更理由> ①改訂版への変更のため。 ②【関連資料】の順番の入れ替え（【関連資料】の2番目へ）		

頁	平成30年度（変更後）	平成29年度（変更前）
64	【関連資料】 ◎『地域の人的資源を活用した家庭教育支援～地域ぐるみの家庭教育支援のあり方を目指して～』（提言）沖縄県社会教育委員の会議 平成29年	【関連資料】（※10番目） ○『新しい形の地域コミュニティーの形成～団塊の世代を生かした地域づくり～』（提言）沖縄県社会教育委員の会議 平成22年
<変更理由> ①最新の提言への変更のため。 ②【関連資料】の順番の入れ替え（【関連資料】の3番目へ）		

頁	平成30年度（変更後）	平成29年度（変更前）
64	【関連資料】 ◎『沖縄県読書活動推進基本計画～読書県おきなわ群星プラン～』 沖縄県教育委員会 平成29年	
<変更理由> 新規挿入（【関連資料】の4番目へ）		

頁	平成30年度（変更後）	平成29年度（変更前）
64	【関連資料】 ◎平成28年度『学校・家庭・地域の連携協力推進事業実践事例集』 沖縄県教育委員会 平成28年	【関連資料】（※5番目） ○平成26年度『学校・家庭・地域の連携協力推進事業実践事例集』 沖縄県教育委員会 平成26年
<変更理由> ①改訂版への変更のため。 ②【関連資料】の順番の入れ替え（【関連資料】の5番目へ）		

頁	平成30年度（変更後）	平成29年度（変更前）
64	【関連資料】 ◎『生涯学習推進センターパンフレット』 沖縄県教育委員会 平成28年	【関連資料】（※3番目） ○『生涯学習推進センターパンフレット』 沖縄県教育委員会 平成26年
<変更理由> ①改訂版への変更のため。 ②【関連資料】の順番の入れ替え（【関連資料】の6番目へ）		

頁	平成30年度（変更後）	平成29年度（変更前）
64	【関連資料】 ◎『沖縄県家庭教育支援推進計画』 沖縄県教育委員会 平成26年	【関連資料】（※1番目） ○『沖縄県家庭教育支援推進計画』 沖縄県教育委員会 平成26年
<変更理由> 【関連資料】の順番の入れ替え（【関連資料】の7番目へ）		

頁	平成30年度（変更後）	平成29年度（変更前）
64	【関連資料】 ◎『第三次沖縄県子どもの読書活動推進計画』 沖縄県教育委員会 平成26年	【関連資料】（※2番目） ○『第三次沖縄県子どもの読書活動推進計画』 沖縄県教育委員会 平成26年
<変更理由> 【関連資料】の順番の入れ替え（【関連資料】の8番目へ）		

頁	平成30年度（変更後）	平成29年度（変更前）
64	【関連資料】 ◎『家～なれ～運動 ポスター』 沖縄県教育委員会 平成25年	【関連資料】（※4番目） ○『家～なれ～運動 ポスター』 沖縄県教育委員会 平成25年
<変更理由> 【関連資料】の順番の入れ替え（【関連資料】の9番目へ）		

頁	平成30年度（変更後）	平成29年度（変更前）
64	【関連資料】 ◎『できることからはじめよう 食べて 動いて よく寝よう』 沖縄県教育委員会 平成24年	【関連資料】（※7番目） ○『できることからはじめよう 食べて 動いて よく寝よう』 沖縄県教育委員会 平成24年
<変更理由> 【関連資料】の順番の入れ替え（【関連資料】の10番目へ）		

頁	平成30年度（変更後）	平成29年度（変更前）
64	【関連資料】 ◎『時代の変化に対応する本県生涯学習施策（第三次生涯学習推進計画）の方向性について～学校・家庭・地域住民等の連携を通じた地域コミュニティづくり～』（答申） 沖縄県生涯学習審議会 平成23年	【関連資料】（※9番目） ○『時代の変化に対応する本県生涯学習施策（第三次生涯学習推進計画）の方向性について～学校・家庭・地域住民等の連携を通じた地域コミュニティづくり～』（答申） 沖縄県生涯学習審議会 平成23年
<変更理由> 【関連資料】の順番の入れ替え（【関連資料】の11番目へ）		

頁	平成30年度（変更後）	平成29年度（変更前）
64		【関連資料】（※11番目） ○『Go家運動』ポスター 沖縄県・県教育委員会・県警察・社会教育関係団体等 平成22年
<変更理由> 県立学校教育課の事業であるため削除		

頁	平成30年度（変更後）	平成29年度（変更前）
64		【関連資料】（※12番目） ○『地域の力で学校を支援します』学校支援地域本部事業リーフレット 沖縄県教育委員会 平成21年
<変更理由> 削除		

頁	平成30年度（変更後）	平成29年度（変更前）
64		【関連資料】（※13番目） ○『放課後子ども教室リーフレット』 沖縄県教育委員会 平成21年
<変更理由> 削除		

頁	平成30年度（変更後）	平成29年度（変更前）
64		【関連資料】（※14番目） ○ 『親子ふれあい体操』等リーフレット5種類 沖縄県教育委員会 平成21年
＜変更理由＞ 削除		

頁	平成30年度（変更後）	平成29年度（変更前）
65	関連施策・参考資料■ <u>「おきなわ地域教育の日」の推進</u>	関連施策・資料■（左3枠目） <u>「おきなわ地域教育の日」・「青少年健全育成の日」の推進</u>
＜変更理由＞ 「沖縄県教育振興基本計画」との整合のため		

頁	平成30年度（変更後）	平成29年度（変更前）
65	関連施策・参考資料■ 視聴覚ライブラリー整備充実事業 ② <u>視聴覚・情報教育</u> 指導者の育成を図る。	関連施策・資料■（右4枠目） 視聴覚ライブラリー整備充実事業 ②指導者等の育成を図る。
＜変更理由＞ 文言の挿入		

頁	平成30年度（変更後）	平成29年度（変更前）
65	関連施策・資料■ <u>地域学校協働活動推進事業</u> <u>地域と学校が連携・協働して、地域全体で未来を担う子どもたちの成長を支えていく様々な活動を推進する。</u> 研修会：年3回実施。講演、実践発表等予定 対象者：コーディネーター、学校関係者、ボランティア他	関連施策・資料■（右5枠目） <u>学校支援地域本部事業</u> <u>地域コーディネーター・地域人材（ボランティア）が学校を支援していく。</u> 研修会：年3回実施。講演、実践発表等予定 対象者：コーディネーター、学校関係者、ボランティア他
＜変更理由＞ 国の事業内容の拡充に併せて、県事業についても、事業内容を拡充したため。 （「支援」だけではなく他の地域活動も含まれるようになった）		

頁	平成30年度（変更後）	平成29年度（変更前）
65	関連施策・資料■ <u>「持続可能な開発のための教育（ESD）研修会」</u> ESDは、持続可能な社会の担い手を育む教育である。 ※「ユネスコスクールの募集」も随時行う。 研修会：年1回開催 対象者： <u>公立学校初任者、中堅教諭</u>	関連施策・資料■（右10枠目） <u>「ESD（持続発展教育）研修会」</u> ESDは、持続可能な社会の担い手を育む教育である。 ※「ユネスコスクールの募集」も随時行う。 研修会：年1回開催 対象者：学校関係、生徒、社会教育関係、ユネスコ関係他
＜変更理由＞ 研修会名称・対象者の変更のため。		

【地域の自然・歴史・文化の重視】

頁	平成30年度（変更後）	平成29年度（変更前）
66	<p>1 文化芸術による子供の育成事業（巡回公演事業）</p> <p>□実施内容：<u>国が優れた文化芸術団体を選定し、小学校・中学校等において実演芸術公演を実施します。公演の実施に当たっては、鑑賞と合わせて文化芸術団体と児童生徒の共演参加又は体験を行います。</u></p> <p>□公演分野：音楽、演劇、舞踊、伝統芸能</p> <p>□募集期間：<u>10月～11月（通知決定は4月、実施は5月以降）</u></p> <p>□対象：小・中学校、特別支援学校（<u>小学部、中学部</u>）の義務教育諸学校※平成28年度は19公演実施</p> <p>□その他：<u>H29は追加募集は行わず、不採択校から</u> ※平成29年度は追加募集がなかった。</p>	<p>1 文化芸術による子供の育成事業（巡回公演事業）</p> <p>□実施内容：<u>小学校・中学校において、舞台芸術公演を行い、優れた舞台芸術を鑑賞する機会を提供する。その際、ワークショップを行い、児童・生徒を実演に参加させるとともに、実技指導又は鑑賞指導を行う。</u></p> <p>□公演種目：<u>合唱、音楽劇、児童劇、演劇、ミュージカル、バレエ、現代舞踊、歌舞伎、能楽、人形浄瑠璃、邦楽・邦舞、演芸等</u></p> <p>□募集期間：<u>1月～2月（通知決定は4月、実施は6月以降）</u></p> <p>□対象：小・中学校、特別支援学校の義務教育諸学校 ※平成26年度は16公演実施</p> <p>□その他：<u>一次募集終了後、状況に応じて追加募集（10月募集、11月決定通知、12～2月実施）</u></p>
<p>＜変更理由＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・主催である文化庁が変更したため。 ・最新のデータに更新したため。 		

頁	平成30年度（変更後）	平成29年度（変更前）
66	<p>2 文化芸術による子供の育成事業（芸術家の派遣事業）</p> <p>□実施内容：<u>個人または少人数の芸術家を派遣し、講話、実技披露、ワークショップ等の実技指導を行う。</u></p> <p>□派遣分野：音楽、演劇、舞踊、大衆芸能、<u>美術</u>、文学、生活文化、メディア芸術等</p> <p>□募集期間：<u>8～9月（決定通知は4月、実施は5月以降）</u></p> <p>□対象：小・中学校、高等学校、特別支援学校 ※平成28年度は9校23公演実施</p> <p>□その他：一次募集終了後、状況に応じて追加募集 ※平成27～29年度は追加募集がなかった。</p>	<p>2 文化芸術による子供の育成事業（芸術家の派遣事業）</p> <p>□実施内容：<u>当該分野における講話、実技指導、実技指導等実施する。</u> <u>実施回数は3回以内。</u></p> <p>□派遣分野：音楽、演劇、舞踊、大衆芸能、文学、生活文化、メディア芸術等</p> <p>□募集期間：<u>1～2月（決定通知は4月、実施は5月以降）</u></p> <p>□対象：小・中学校、高等学校、特別支援学校 ※平成26年度は42校75公演実施</p> <p>□その他：一次募集終了後、状況に応じて追加募集（<u>10月募集、11月決定通知、12～2月実施</u>）</p>
<p>＜変更理由＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・主催である文化庁が変更したため。 ・最新のデータに更新したため。 		

頁	平成30年度（変更後）	平成29年度（変更前）
66	<p>※本事業は、「コミュニケーション能力の育成」を図るための事業で内容も芸術鑑賞ではなく、ワークショップが主となっております。また、平成29年度名称が「児童生徒のコミュニケーション能力の育成に資する芸術表現体験事業」から「コミュニケーション能力向上事業」に変わっており、平成29年度より本事業は、コミュニケーション能力育成に係る担当者にて対応しております。</p>	<p>3 文化芸術による子供の育成事業（<u>児童生徒のコミュニケーション能力の育成に資する芸術表現体験事業</u>）</p> <p>□実施内容：本事業を実施する小・中・高等学校等に対し、特定非営利法人、公共や民間の劇場、又は芸術団体等に所属又は関係する芸術家や劇団員等を派遣し、開催校の担当教師と芸術家等が連携を図り、児童生徒を対象に、芸術のもつ表現手法を用いた集団による創作過程を含む計画的・継続的なワークショップ等の実技指導の実施を通じて、児童生徒のコミュニケーション能力の育成を図る。</p> <p>□派遣分野：演劇、ダンス・舞踊、伝統芸能、大衆芸能、文学、メディア芸術、音楽、美術</p> <p>□募集期間：<u>2月～3月（決定通知は4月、実施は5月以降）</u></p> <p>□対象：小・中学校、高等学校、特別支援学校 ※平成26年度は1公演実施</p>
<p>＜変更理由＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・芸術家が派遣されているものの、本事業は「コミュニケーション能力の育成」を図るための事業で内容も芸術鑑賞ではなく、ワークショップが主となっているため。又、今年度から名称が「コミュニケーション能力向上事業」に変わり、コミュニケーション能力の育成に係るところで担当しております。 		

頁	平成30年度（変更後）	平成29年度（変更前）
66	<p>・参考となるホームページまたは Web サイトからダウンロード可能な資料</p> <p>◎文化行政要覧/沖縄県教育委員会 (www.pref.okinawa.lg.jp/edu/bunkazai/edu/jimukyoku/bunkazai/index.html)</p> <p>◎沖縄県立総合教育センター (www.edu-c.open.ed.jp)</p> <p>◎沖縄の歴史と文化 (www.pref.okinawa.jp/edu/bunkazai/bunkakesho/hogo/rekishi/rekishi-002.html)</p> <p>◎沖縄の世界遺産「琉球王国のグスク及び関連遺産群」 (www.heiwa-ga-ichiban.jp/sekai/ryuukyuu/index.html)</p>	<p>・参考となるホームページまたは Web サイトからダウンロード可能な資料</p> <p>◎平成26年度版文化行政要覧 (www.pref.okinawa.lg.jp/edu/bunkazai/edu/jimukyoku/bunkazai/youanb26.html)</p> <p>沖縄県立総合教育センター</p> <p>◎沖縄の歴史と文化 (www.pref.okinawa.lg.jp/edu/bunkazai/bunkakesho/hogo/rekishi/rekishi-002.html)</p> <p>◎沖縄の世界遺産「琉球王国のグスク及び関連遺産群」 (http://heiwa-ga-ichiban.jp/sekai/sub/sub11.html)</p>
<p><変更理由></p> <p>・最新のデータに更新したため。</p>		

頁	平成30年度（変更後）※新規	平成29年度（変更前）※廃止
67	<p>4「子供 夢・アート・アカデミー」(日本芸術院会員の学校派遣)</p> <p>□主 催：<u>文化庁</u></p> <p>□目 的：<u>子供たちに質の高い文化芸術を鑑賞・体験する機会を提供し、豊かな創造力・思考力、コミュニケーション能力等を養う。</u></p> <p>□公演分野：<u>美術、文芸、音楽、演劇、舞踊など</u></p> <p>□募集期間：<u>4月</u> (<u>決定通知は8月、実施は9～12月</u>)</p> <p>□対 象：<u>小・中学校、高等学校</u> <u>※平成28年度は1校1公演実施</u></p>	<p>4財団提供事業（沖縄県青少年芸術劇場小公演）</p> <p>□主 催：財団法人日本青少年文化センター 県教育委員会、当該市町村教育委員会</p> <p>□目 的：芸術鑑賞の機会に恵まれない地域の青少年に、優れた芸術を直接に鑑賞してもらい、本物の芸術に触れる喜びを与える。</p> <p>□公演分野：<u>独唱、室内楽など</u></p> <p>□募集期間：<u>4月～5月</u>（決定通知は9月、実施は翌年2月頃）</p> <p>□対 象：<u>小・中学校、高等学校、特別支援学校</u> <u>※平成26年度は1校2公演実施</u></p> <p>□そ の 他：<u>1公演につき総経費356,400円（内129,600円は現地主催団体負担）</u></p>
<p><変更理由></p> <p>・内容変更のため</p> <p>・最新のデータに更新したため。</p>		

頁	平成30年度（変更後）	平成29年度（変更前）
67	<p>5沖縄県提供事業（沖縄県こども青少年芸術劇場）</p> <p>□公演種目：<u>金管五重奏、木管五重奏、バレエ</u></p> <p>□募集期間：<u>2月～3月</u>（決定通知は6月、実施は10月以降）</p> <p>□対 象：県内離島、へき地の小・中学校 <u>※平成28年度は2公演実施</u> <u>（座間味村、多良間村）</u></p>	<p>5沖縄県提供事業（沖縄県こども青少年芸術劇場）</p> <p>□公演種目：<u>音楽、演劇、バレエなど</u></p> <p>□募集期間：<u>4月～5月</u>（決定通知は6月、実施は10月以降）</p> <p>□対 象：県内離島、へき地の小・中学校 <u>※平成26年度は2公演実施</u> <u>（伊平屋村、竹富町）</u></p>
<p><変更理由></p> <p>・内容変更のため</p> <p>・最新のデータに更新したため。</p>		

頁	平成30年度（変更後）	平成29年度（変更前）
67	<p>6児童生徒の組踊等沖縄伝統芸能鑑賞会</p> <p>□募集期間：<u>10月～11月</u></p>	<p>6児童生徒の組踊等沖縄伝統芸能鑑賞会</p> <p>□募集期間：<u>10月～12月</u></p>
<p><変更理由></p> <p>・最新のデータに更新したため。</p>		